

令和4年9月1日宣告 裁判所書記官 橋口澄子

令和3年(わ)第693号

判 決

被告人に対する準強制わいせつ被告事件について、当裁判所は、検察官湯浅健太
及び弁護人丸山紳（国選）各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役2年に処する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、京都市右京区梅津堤上町11番地リバーサイド橋忠5-Bにおいて、アロママッサージ店（以下「本件店舗」という。）を営んでいたものであるが、客である別紙記載の被害女性（当時39歳。以下「A」という。）にアロママッサージの施術の機会を利用してわいせつな行為をしようと考え、平成30年1月17日午後9時30分頃から同月18日午前0時頃までの間に、同所において、Aが施術を受けるものと誤信するなどして抗拒不能の状態にあることに乘じ、施術用ベッドに横たわっているAに対し、施術用ブラジャー内に両手を差し入れて両乳房などを触り、さらに、施術用ショーツ内に手指を差し入れてその膣内に手指を挿入するなどし、もって人の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をした。

(証拠の標目)

以下、括弧内の甲の数字は証拠等関係カードの検察官請求証拠の番号を示す。

- ・ 第1回、第6回及び第7回公判調書中の被告人の供述部分

- ・ 第3回公判調書中の証人Aの供述部分、第4回公判調書中の証人岡本孝輔の供述部分、第5回公判調書中の証人加藤治子の供述部分
- ・ 青木澄江の警察官調書抄本（甲18）
- ・ 捜査報告書（甲1、4、5、6〔抄本〕、8、9、11、12、13〔抄本〕、17〔抄本〕、20）、写真撮影報告書抄本（甲19）
- ・ 検証調書（甲7）

（事実認定の補足説明）

1 争点等

アロママッサージ店を経営していた被告人が、判示日時場所において、施術用ベッドに横たわっているAに対し、アロママッサージの施術に際して、施術用ブリジャー内に両手を差し入れて両乳房などを触り、施術用ショーツ内に手指を差し入れてその膣内に手指を挿入するなどのわいせつ行為（以下「本件わいせつ行為」ということがある。）をしたことは、関係証拠（甲9等）上明らかであり、争いもない。

弁護人は、Aが本件わいせつ行為について同意していたのであるし、仮に同意があったと認められなくとも、被告人はAが同意していると誤信していたのであるから故意を欠き、無罪である旨主張する。本件の争点は、①Aが本件わいせつ行為に同意しておらず、抗拒不能の状態にあったと認められるか否か、②被告人はAが抗拒不能の状態にあると認識していたと認められるか否かである。

2 検討の前提となる事実

関係各証拠から、次の事実が認められる。

- (1) Aは、平成30年1月17日、美容サロンの予約サイトを検索し、被告人が運営する本件店舗のホームページを参照した上、アロママッサージの施術を受けるため、初めて本件店舗を予約した。同ホームページ上、性的サービスの提供をうかがわせる記載は一切なかった（証人Aの公判供述、甲11～13、被告人の公判供述）。

(2) Aは、平成30年1月17日、初めて被告人と会い、同日午後9時30分頃から、マンションの一室である本件店舗において、施術用のプラジャーとショーツのみの格好で被告人からアロママッサージ（120分コース）の施術を受け始めたが、施術前の問診票や被告人からの説明において、性的サービスについての説明や、乳房や陰部を触れることについての確認はなかった。また、当時、本件店舗には被告人及びAしかいなかつた（証人Aの公判供述、甲6、8、9、17、被告人の公判供述）。

(3) 被告人は、Aに対し、1時間以上にわたってAの足、背中等にアロママッサージを施した後、Aから明示的な了承を得ることなく、少なくとも約27分程度の間、本件わいせつ行為に及んだ。すなわち、被告人は、途中から、通常のマッサージに加えて、乳房を両手で揉み上げるなど胸部周辺に触れる動作を織り交ぜるようになり、数十秒間にわたって乳首を指で触るような動作をすると、突然、Aに抱き着くように覆い被さった上で、胸、脇、首などをなめ回したり、陰部に指を入れたり、体を密着させて体を小刻みに動かし、その後、Aの足側に移動して陰部をなめ回すと、Aの両足の間に体を入れるようにして覆いかぶさり、密着させた体を小刻みに動かしながら胸、首などをなめ回したりするなどして施術を終了した。

なお、Aは、被告人による上記一連のわいせつ行為に対し、明確に拒絶する言動はとっておらず、かえって、被告人の行為がエスカレートするのに応じて、体をくねらせたり、あえぎ声を発したりするなど、性的快感を覚えたような反応を示していた（証人Aの公判供述、甲6、8、9、被告人の公判供述）。

(4) その後、自身の衣服に着替えたAは、被告人から代金の支払を請求されたが、それを拒絶して退店し、複数の知人に対して本件わいせつ行為についての被害を申告し、平成30年1月18日、警察署に被害申告した（Aの公判供述、証人岡本の公判供述、甲1、13、18～20、被告人の公判供述）。

3 爭点①（Aが本件わいせつ行為に同意しておらず、抗拒不能の状態にあった

と認められるか)について

Aは、当時、被告人による本件わいせつ行為につき同意したことはなく、抗拒不能の状態にあった旨供述することから、Aの供述の信用性について検討する。

(1) Aの供述要旨及びその信用性

ア Aは、当公判廷において、要旨、①施術用ブラジャーの中に手が出入りするなどのわいせつ行為が始まった当初は、被告人をプロのマッサージ師として信頼しており、わいせつ行為ではないかと疑問に思いつつも、リラックスしていたことも相まって自分の思い過ごしだと考えた(証人Aの公判供述)、②胸を揉まれたり、乳首をつままれた時点で、わいせつ行為と確信したものの、現実とは受け止められず、陰部を触られた時点では性交までされてしまうかもしれないと考えたが、ほぼ全裸の状態であったことや、被告人と密室に二人きりの状態であり、拒絶して暴力をふるわれるかもしれないといった不安や恐怖で拒絶することができなかつたが、同意していたわけではない(証人Aの公判供述)、③身体が性的に反応してあえぎ声等を発したほか、被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった(証人Aの公判供述)旨供述する。

イ Aの前記供述は、具体的かつ明確であり、前後を含む一連の経過に照らしてその供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はなく、客観的状況に強く裏付けられている。

すなわち、前記2(1)から(3)のとおり、Aは、性的サービスをうたわないマッサージ店にマッサージを受けに来た女性客であり、被告人とは初対面であったにもかかわらず、事前に明示的に告げられることなく乳房や陰部を直接触られるのみならず、陰部に指を挿入されたり、陰部をなめられるなどの強度のわいせつ行為を受けている。そもそも、このようなAと被告人との関係において、Aが被告人から前記のようなわいせつ行為を受けることを許容す

るとは考え難いというほかなく、Aが施術中に性的なサービスの提供を受けることを期待していたことをうかがわせる事情は全く見当たらない。

加えて、前記2(4)のとおり、Aは、本件わいせつ行為を受けたことを理由に代金の支払を拒絶し、その後間もないうちに、他人には話しづらい性被害について知人や警察に被害申告をしている。本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後に被害申告を決意させるような事情は見当たらないことを併せ鑑みれば、このようなAの行動は、Aが予期せずに重大な被害を実際に受けたことを強く裏付ける事情といえる。

ウ 他方で、前記2(3)のとおり、Aは、本件わいせつ行為の際、明示的に抵抗や拒絶の言動をとっておらず、かえって、あえぎ声を発したりするなど、性的快感を覚えたような反応を示していたことが認められる。

しかしながら、被告人が1時間以上にわたり通常のマッサージを施した後、通常のマッサージを交えながら徐々に胸部周辺に触れるなどの性的接触を増やしていったこと（甲9）からすれば、Aが当初は通常のマッサージの施術範囲なのか否かを判別できずに困惑したとしても無理はない。また、途中でわいせつ行為を受けていることに気付いたとしても、マンションの一室において初対面の男性と二人きりで、ほぼ全裸の状態でいる中、その男性からわいせつ行為を受けているという状況からすれば、直ちに逃げることもできず、拒絶することで暴力を振るわれるかもしれないなどという不安感や恐怖心で直ちに抵抗や拒絶を行い得なかつたとしても、想定外の事態に直面した性被害の被害者心理として何ら不自然ではない（証人加藤の公判供述）。むしろ、このような心理状態の下でわいせつ行為に対して明確な抵抗・拒絶をし得ないことこそ、Aが当時、抗拒不能の状態にあったことを示すものといえる。さらに、Aが性的快感を覚えたような反応を示しているとしても、性的部位を執拗に刺激されるなどして生理的な反応として生じてしまうことも十分に考えられる（証人加藤の公判供述）のであって、そのような反応を示したこ

とは、わいせつ行為への同意を直ちに意味しないし、被告人に可能な限り迎合的な態度をして一旦その場をやり過ごそうと判断することも、想定外の事態に直面した性被害の被害者心理として不自然とまではいえない。

したがって、被害者の上記言動や反応が認められるからといって、Aの前記供述の信用性を減殺させるものではない。

エ 以上によれば、Aの前記供述の信用性は高いと評価すべきである。

(2) 弁護人の主張について

ア 以上に対し、弁護人は、Aが恐怖を抱いていた旨供述するものの、①被告人に対して恐怖を抱くような出来事はなく、②かえって、本件わいせつ行為当時、何ら抵抗せず、むしろ被告人の行為を喜んで受け入れているかのような反応を見せておりほか、③キスに対する拒絶はできており、また、④本件わいせつ行為後には、代金の支払を拒絶するなど被告人を刺激するような言動に出でおり、Aの供述内容は恐怖を抱いていた人物としての言動として不自然である旨主張する（弁論5～13頁）。

しかし、前記(1)ウで説示したとおり、初めて訪れたマッサージ店で自身はほぼ全裸に近い状態にある中、初対面の男性と二人きりでその男性からマッサージを受けている最中、強度のわいせつ行為を受けたという事態そのものが、女性被害者を困惑させ、不安感や恐怖心を抱かせるのに十分なものであることは明らかである（上記①）。そのような状況下で、困惑や恐怖心等によって抵抗し得なかつたとしても何ら不自然ではないし、身体が性的に反応したとしても、生理的な反応として十分理解できることは前述したとおりである（上記②）。また、顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ行為そのものに対して抵抗し得なかつたことと何ら矛盾するものではない（上記③）。さらに、本件わいせつ行為が終わって着替えるなどした後の状況は、わいせつ行為を受けていた前記状況と全く異なっているのであるから、被告人に対して代金支払を拒絶するなどの対応をとったと

しても、わいせつ行為を受けた後の被害者の心理状態に照らして不自然などということはできない（上記④）。

イ また、弁護人は、Aの前記供述内容について、性的に感じることはなかった旨の検査段階の供述から合理的な理由なく変遷していることを理由に、Aが本件わいせつ行為を受け入れていたものの、わいせつ行為が終わった後になって嫌悪感が生じるなどして虚偽の被害申告に至った可能性も排除できない旨主張する（弁論14頁）。

しかし、Aは、公判廷において、上記変遷の理由について、性的に感じていたと認めると、わいせつ行為を受け入れていると思われることが嫌であつたから、当初は性的に感じたことはなかったと説明した旨供述する（証人Aの公判供述）ところ、このような供述内容の変遷についての説明は、性被害の被害者心理として十分に理解できるものであるし、前記(1)イで説示したとおり、本件わいせつ行為を受けた直後から一貫して性被害を訴えているAが、本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として虚偽の被害申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない。

ウ 以上のとおり、弁護人の主張はいずれも採用できない。

(3) 小括

ア 以上のとおりであり、Aの供述は信用できるから、同供述に従って、Aが被告人の本件わいせつ行為に同意した事実ではなく、マッサージの施術を受けているものと誤信し、その後は困惑や恐怖心等によって抗拒不能の状態にあったと認められる。

イ なお、弁護人は、性的行為の同意の有無の判断が困難であることなどを理由に、Aが性的な反応を示す一方で、明らかに被告人の行為を拒絶する言動をとっていないことをもって、Aが本件わいせつ行為に同意していたと推認すべきである旨主張する（弁論7、8頁）。

しかし、前記(1)イ及びウで説示したとおり、そもそも、本件におけるAと被告人は、黙示的な同意で性的行為を受け入れることが想定されるような関係にない上、本件においてAが被告人の行為を抵抗・拒絶できなかつたことや性的快感を覚えたような反応を示したことをもつてAが被告人の行為を許容していたとみることはできないから、弁護人の上記主張は採用できない。

4 爭点②（被告人はAが抗拒不能の状態にあると認識していたか否か）について

- (1) 被告人においてAが抗拒不能の状態にあると認識していたと認められること
- 前記2(1)から(3)のとおり、Aは、性的サービスの提供を何らうかがわせていない本件店舗を初めて訪れ、ほぼ全裸に近い状態にある中、初対面の被告人と二人きりの状況下で、被告人からマッサージの施術を受ける最中、明示的な承諾をすることなく本件わいせつ行為を受けたことが認められる。このような本件わいせつ行為を行った状況、すなわち、Aが抗拒不能の状態に陥つたことを基礎付ける重要な客観的事情について被告人が認識していたことは関係証拠上明らかであるし、被告人も自認するところであるから、そうである以上、Aが抗拒不能の状態にあると認識していたと優に推認でき、準強制わいせつ罪の故意に欠けることはない。

(2) 弁護人の主張及び被告人の供述について

これに対し、被告人は、これまで、マッサージ中の反応によって女性客が性的マッサージを要望しているか否かを判断した上で多くの女性客に対して性的サービスを提供する中でリピーターもいたのであり、本件でもAの態度や反応からAが性的サービスを要望していると認識したから判示のわいせつ行為を行つた旨供述し（被告人の公判供述）、弁護人も、同供述に基づき、被告人はAが本件わいせつ行為につき同意しているものと誤信していたのであって、被告人は準強制わいせつ罪の故意を欠く旨主張する（弁論22、23頁）。

しかしながら、前記(1)で説示したとおり、抗拒不能の状態にあることの認識としては、同状態に陥つたことを基礎付ける重要な客観的事情について認識し

ていれば足りるというべきである。そもそも、被告人の供述によても、過去には性的サービスを提供しようとして拒絶された経験があるというのであるし（被告人の公判供述）、Aに対するわいせつ行為を開始した当初は、通常のマッサージを装いながら徐々にわいせつ行為を増やしていることが認められる（甲9）一方で、Aに対して性的サービスを求めるか否かについて確認し得なかった事情もないのであるから、被告人において、Aが本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考え難い。

このことは、被告人がAに対して施術費用を請求した際、Aから「いつもこんなことをしているんですか。」と言われて支払を拒絶されるや、「今日はお代はいいです。」などと返答してそれ以上支払を求めることがなかったこと（証人Aの公判供述、被告人の公判供述）からも裏付けられているといえる。

したがって、被告人の上記供述は信用することができず、また、弁護人の上記主張も採用できない。

(3) 小括

以上のとおりであり、被告人は、Aが抗拒不能の状態にあると認識していたと認められるから、準強制わいせつ罪の故意が認められる。

5 以上の次第で、被告人には、準強制わいせつ罪が成立する。

(法令の適用)

罰 条 刑法178条1項、176条前段

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

- 1 本件は、アロママッサージ店を経営する被告人が、アロママッサージを施す中で抗拒不能の状態にある女性客1名に対してわいせつ行為に及んだという準強制わいせつ1件の事案である。
- 2 わいせつ行為の態様は、30分近くにわたり、被害者の乳房を触ったり、陰部をなめたり、膣内に手指を挿入するなどというのであり、そのわいせ�性は強度

である。また、被告人は、マンションの一室で二人きりという状況で、施術用の下着のみを着用する被害者に対し、セラピストとしてアロママッサージを施すなどして抗拒不能の状態を自ら作出了した上で上記わいせつ行為に及んでおり、巧妙かつ狡猾で悪質な犯行というほかない。このような犯行によって被害者の性的自由が侵害された程度は著しく、被害者が被った精神的苦痛は察するに余りあり、被害者が厳しい処罰を求めるのも当然である。

本件において、被害者がわいせつ行為を望んでいると被告人が誤解してもやむを得ないような事情はなく、また、被告人は、これまでにも複数の女性客に対して明示的な承諾を得ることなく独断で性的サービスを繰り返していた中で、本件犯行に及んだというのであるから、この種の事犯に対する規範意識には根深い問題があると認められ、本件犯行に及んだ意思決定は強い非難に値する。

以上によれば、被告人の刑事責任は重い。そして同種事案の量刑傾向を前提に、加えて被告人が不合理な弁解に終始し、反省の態度が全く見られず、何ら慰謝の措置も講じていないことなどを併せて考慮すれば、被告人に前科が見当たらないことなど被告人のために酌むべき事情を踏まえても、主文程度の実刑はやむを得ない。

3 よって、主文のとおり判決する。

(求刑：懲役3年)

令和4年9月1日

京都地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官

裁判官

(川上 実
監査 信介)

裁判官

西村 陽佑

別紙

被害女性